

■他都市基金の団体所属員の人件費等の助成状況

第8回基金運営委員会
資料 2

・人件費

基金名	助成の有無	説明
公益信託うつくしま基金(福島県 NPO運営)	○有・無	「事業に主要な役割を果たす」ための技術、ノウハウ、事務又は役務を提供する者へ支払う経費。(組織で恒常的に発生している人件費は、対象外とする。)
はままつ夢基金(浜松市 行政運営)	○有・無	事業開催時の事業従事者に係る賃金等。交付対象となる事業の遂行に係る経費内の人件費。
埼玉県NPO活動サポート事業(埼玉県 行政運営)	○有・無	活動に主要な役割を果たす者へ支払うための人件費。

・謝金

基金名	助成の有無	説明
公益信託うつくしま基金(福島県 NPO運営)	有・○無	外部から招いた講師、指導者、助言者に支払う謝金(内部講師は、助成対象外とする。)
はままつ夢基金(浜松市 行政運営)	○有・無	講師・指導者等に対する謝礼に必要な経費
埼玉県NPO活動サポート事業(埼玉県 行政運営)	○有・無	関係者(役員・会員・職員)が講師となる場合は、人件費として計上。

・交通費

基金名	助成の有無	説明
公益信託うつくしま基金(福島県 NPO運営)	○有・無	事業に必要な交通費、遠地における宿泊費など、目的(連絡調整、事前準備、打合せ、講習会・研修会出席など)や旅費単価、回数等の記載があれば認められる。
はままつ夢基金(浜松市 行政運営)	○有・無	講師・指導者等の交通費等の実費弁償であれば認められる。
埼玉県NPO活動サポート事業(埼玉県 行政運営)	○有・無	事業を実施するために直接関連のある経費であれば認められる。